

埼玉県私立高等学校等 奨学のための給付金のお知らせ

＜県外・専攻科用＞



- 埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。
- 埼玉県内に居住し、埼玉県以外の団体が認可した学校(県外校)のうち専攻科に通われている方向けのリーフレットです。
- 新入生が対象となる早期給付申請をした方についても、7月以降の一般申請を改めてしていただく必要がありますので御注意ください。



左記の QR コードから学事課のホームページにお進みいただけます。
インターネットで検索する場合は下記のキーワードを入力してください。

埼玉県私立 奨学のための給付金

検索

電話でのお問い合わせは、「学費軽減ヘルプデスク」までお願いします。
TEL : 048-830-2725 (平日 : 午前8:30~午後5:15)

給付を受けることができる世帯

基準日(原則は令和8年7月1日)現在で以下の要件を全て満たしている世帯が支給の対象です。

- ① 『非課税世帯』*¹、『年収約 270～380 万円相当の世帯』又は『年収約 380～600 万円相当の多子世帯』*²のいずれかに該当する世帯である*³
- ② 保護者等*⁴が埼玉県内に住所を有している
- ③ 生徒等が高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の受給資格を有している(特別支援学校を除く)
- ④ ③を満たす生徒等が支給対象となる国籍・在留資格等*⁵(留学を除く*⁶)を有している

*1 『非課税世帯』とは、私立高等学校等専攻科に通う高校生等がおり、保護者等全員の令和8年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割が、非課税(0 円)である世帯を指します。

*2 年収はあくまでも目安であり、実際の補助額は保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得税割額の合算額により判定します。

*3 令和8年1月1日時点で海外に在住している場合等、日本国内における保護者等全員の令和8年度分の住民税の課税状況が証明できない場合は対象外となります。

*4 「保護者等」は原則生徒の父母を指しますが、例外もありますので、詳細については、当課学費軽減ヘルプデスクにお問い合わせください。

*6 本リーフレット3ページの「国籍に関する支給要件」を御参照ください。

*7 令和8年4月1日以降に入学する外国籍の生徒又は外国人学校の生徒等のうち、在留資格が「留学」である場合は制度対象外です。

給付額(年額)

世帯区分		年収約270万未満 ^{*1} (非課税世帯)	基準 1 ^{*2}	基準 2 ^{*3}
			年収約270～380万円 (非課税世帯の1/3)	多子世帯かつ 年収約380～600万円 (非課税世帯の1/4)
専攻科	新制度	52,100円	17,370円	13,030円
	旧制度		10,420円	
家計急変世帯		上記区分に応じた額の満額又は月割り額を支給		

*1 所得割額が 0 円(非課税)の世帯

*2 所得割額が 105,500 円未満の世帯(非課税世帯を除く)

*3 所得割額が 105,500 円以上 264,500 円未満かつ子を 3 人以上扶養している世帯

今年度に早期給付を受給されている場合は、上記の給付額から早期給付で既に支給された額を差し引いた金額が給付額となります。

国籍に関する支給要件

就学支援金制度(新制度)の対象外となる、以下の要件に該当しない外国籍の生徒又は外国人学校の生徒(令和8年度新入生で留学生を除く)は、『**非課税世帯**』の場合は **52,100 円**、『**年収約 270～380 万円相当の世帯**』又は『**年収約 380～600 万円相当の多子世帯**』の場合は **10,420 円**の支給額となります。

- (1)日本国籍を有する者
- (2)特別永住者
- (3)永住者
- (4)日本人の配偶者等
- (5)永住者の配偶者等
- (6)定住者のうち、将来永住する意思があると認められた者
- (7)家族滞在のうち、日本国の小学校、中学校及び高等学校等を卒業した者であって、高等学校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

申請方法

以下の提出書類を御用意の上、当課のホームページから電子申請を行ってください。

受付期限:令和8年11月6日(金曜日)まで

提出書類	対象世帯
(1)振込口座の通帳等 ※ 金融機関名(コード)・支店名(コード)・口座番号・口座名義(カタカナ)がわかるもの	全世帯
(2)在学証明書(原則当課指定の様式で学校が作成したもの) ※ 当課指定の様式での作成が難しい場合は、学校様式でも差し支えありません。 ※ 専攻科等の課程が記載されたもので、基準日現在の在籍を在学が証明したもの ※ 学生証、生徒手帳等は不可 ※ 基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は、給付金の支給対象となりません。	全世帯
(3) <u>世帯全員</u> の続柄が記載された住民票 ※ 基準日以降に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの ※ 外国籍の場合は、国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの ※ 世帯全員の住民票に生徒分の記載がない場合、生徒本人の国籍等の確認ができないため、別途生徒分の住民票を御提出ください。	全世帯
(4)保護者等全員の令和8年度(非)課税証明書 ※ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの	全世帯
(5)個人対象要件証明書	全世帯
(6)日本国の小学校の卒業証書の写し 又は 卒業証明書、 日本国の中学校の卒業証書の写し 又は 卒業証明書 及び 日本国の高等学校等の卒業証書の写し 又は 卒業証明書	生徒等の在留資格が 「家族滞在」の場合に限る

電子申請の対応が難しい場合

以下の提出書類を当課へ送達過程を記録できる方法(簡易書留等)で郵送してください。

受付期限:令和8年11月6日(金曜日)まで

郵送先:〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県学事課高等学校担当宛て

※ 申請書到着確認のお問い合わせにはお答えできません。

※ 送達過程を記録できる方法(簡易書留等)以外で郵送し、当課の定める期限までに書類の到着が確認できない場合は、申請を受け付けません。

提出書類	対象世帯
(1)埼玉県私立高等学校奨学のための給付金受給申請書(計3頁)	全世帯
(2)振込口座届 及び 振込口座の通帳等のコピー ※ 金融機関名(コード)・支店名(コード)・口座番号・口座名義(カタカナ)がわかるもの	全世帯
(3)在学証明書(原則当課指定の様式で学校が作成したもの) ※ 当課指定の様式での作成が難しい場合は、学校様式でも差し支えありません。 ※ 全日制、通信制等の課程が記載されたもので、基準日現在の在籍在学が証明したもの ※ 学生証、生徒手帳等は不可 ※ 基準日現在、当該年度の全ての期間において休学許可を受けている場合は、給付金の支給対象となりません。	全世帯
(4)世帯全員の続柄が記載された住民票 ※ 基準日以降に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの ※ 外国籍の場合は、国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの ※ 世帯全員の住民票に生徒分の記載がない場合、生徒本人の国籍等の確認ができないため、別途生徒分の住民票を御提出ください。	全世帯
(5)保護者等全員の令和8年度(非)課税証明書 ※ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの	全世帯
(6)個人対象要件証明書	全世帯
(7)日本国の小学校の卒業証書の写し 又は 卒業証明書、 日本国の中学校の卒業証書の写し 又は 卒業証明書 及び 日本国の高等学校等の卒業証書の写し 又は 卒業証明書	生徒等の在留資格が 「家族滞在」の場合に限る

課税額の確認方法

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税額は、市区町村役場の窓口等で取得できる(非)課税証明書で確認できます。

令和8年度 (非) 課税証明書					
賦課期日現在の住所及び氏名		〇〇第〇〇〇号			
令和7年分の所得の内容		所得控除の内容		令和8年度 市・県民税	
給与収入		社会保険料控除		市 民 税	所得割
公的年金等収入		生命保険料控除			均等割
給与所得		損害保険料控除		県 民 税	所得割
(以下余白)		配偶者控除			均等割
		配偶者特別控除			
		扶養控除			
		基礎控除			
		(以下余白)			
				令和8年度課税標準額	
				総所得分	
				分離課税分	
				扶養等の内訳	控除対象配偶者の有無
					一 般 普通障害
					特 定 特別障害
					老 人 年 少
所得の合計		繰越控除			

※ お住まいの市町村により、「所得証明書」等、名称が異なる場合があります。

※ 審査には、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得を合算した額を用います。

災害等により制服を喪失・毀損した場合の加算支給について

災害等(自然災害や火災等)により、着用を義務付けられている制服を喪失・毀損し、制服を再度購入した際は、給付額に『非課税世帯』は 81,000 円、『年収約 270～380 万円相当の世帯』は 27,000 円、『年収約 380～600 万円相当の多子世帯』は 20,520 円が加算支給される場合があります。

国籍に関する支給要件を満たさない場合、『非課税世帯』は 81,000 円、『年収約 270～380 万円相当の世帯』又は『年収約 380～600 万円相当の多子世帯』は 16,200 円の加算支給となります。

申請方法の詳細は、当課ホームページを御確認ください。

令和8年11月6日(金曜日)までに申請された方が対象となります。

受付期限:令和9年2月19日(金曜日)まで(当課必着)

以下、家計急変世帯の御案内です。

給付を受けることができる世帯

以下の(1)(2)の両方を満たしている場合、家計急変世帯として、2ページの世帯区分に応じた支給額を受給できます。

- | |
|---|
| (1) 失職(定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職等は対象外)・廃業・死亡・離婚・傷病による休職・災害等に起因する収入減により家計が急変し、保護者等全員の令和 9 年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が各世帯区分非課税に相当すると認められる世帯 |
| (2) 基準日(原則は令和 8 年 7 月 1 日)現在、以下の要件を全て満たしている世帯 |
| ア 令和 8 年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されている世帯 |
| イ 保護者等が埼玉県内に住所を有している |
| ウ 生徒等が高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)の受給資格を有している(特別支援学校を除く) |
| エ ウを満たす生徒等が支給対象となる国籍・在留資格等(留学を除く)を有している |

※ 令和 8 年度の申請は、令和 7 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日に事由が発生した世帯が対象です。

給付額

家計の急変時期により給付額が月割りとなります。家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、当課学費軽減ヘルプデスクに早急に御連絡ください。

申請方法

3、4 ページの提出書類に加えて、6 ページの家計急変世帯が必要な書類を御用意の上、当課のホームページから電子申請を行ってください。

家計急変世帯の受付期限:令和 9 年 2 月 19 日(金曜日)まで

※ 電子申請の対応が難しい場合は、送達過程を記録できる方法(簡易書留等)で
令和 9 年 2 月 19 日(金曜日)まで(当課必着)に郵送してください。

提出書類(家計急変世帯)

	提出書類	家計急変事由			
		失職・廃業	死亡・離婚	傷病による休職	災害等に起因する収入減
1	一般申請と同様	3、4 ページに掲載の 全世帯 が必要な提出書類			
2	令和 8 年度に道府県 民税所得割及び市町 村民税所得割が課税 されていることを確認 する書類	保護者等全員の令和 8 年度の課税証明書 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの)			
3	急変後の収入・所得を 証明する書類	○給与所得者：源泉徴収票の写し 又は 勤務先作成の年間給与見込証明書 (提出できない場合は、直近3か月分の給与明細の写し) ○個人事業主：「令和 8 年分の確定申告書の写し」又は 「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」*1*2			
4	急変事由を証明する 書類(1)	○給与所得者：雇用保 険受給資格者証の写し (提出できない場合は、 離職票、退職証明書、退 職辞令書等の写し) ○個人事業主：破産手 続開始通知書、廃業等 届出書等の写し	戸籍全部事項証明書	医師による診断書等 の写し かつ 休職 証明書等の写し	収入減が災害等に 起因することを 証明できるもの*3
5	急変事由を証明する 書類(2)	家計急変事由調査票(電子申請の場合は不要)			

上記以外に必要な書類が生じることもありますので、家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、当課学費軽減ヘルプデスクに早急に御連絡ください。

*1 「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」とは、令和 9 年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が各世帯区分相当になると想定される旨を証明したものです。

*2 「令和 8 年分の確定申告書の写し」又は「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」を提出できない場合は、以下の(1)～(3)の書類を全て御用意ください。

(1)年間収支見込計算表(様式第16号)

(2)直近3か月分の証ひょう書類(売上台帳等)

(3)令和 7 年分確定申告書(写し)

- ・白色申告の場合、「申告書第一表」及び「収支内訳書」
- ・青色申告の場合、「申告書第一表」及び「青色申告決算書」

*3 罹災証明書(被災証明書やこれらに類する公的書類)等。

(参考) 非課税相当の目安

3人世帯：年収約 221 万円未満

4人世帯：年収約 271 万円未満

5人世帯：年収約 321 万円未満

※ 上記の目安年収に該当しない場合及び『年収約 270～380 万円の世帯』又は『年収約 380～600 万円の多子世帯』に相当する見込みがある場合は、個別に当課学費軽減ヘルプデスクへ御確認ください。

※ 7 月 1 日現在の状況により一般申請の各世帯区分の対象として支給された方が、7 月 2 日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯に該当することとなった場合は、一般申請の支給額と家計急変世帯としての月割り額の差額を受給できる場合があります。詳細は、学事課学費軽減ヘルプデスクにお問い合わせください。